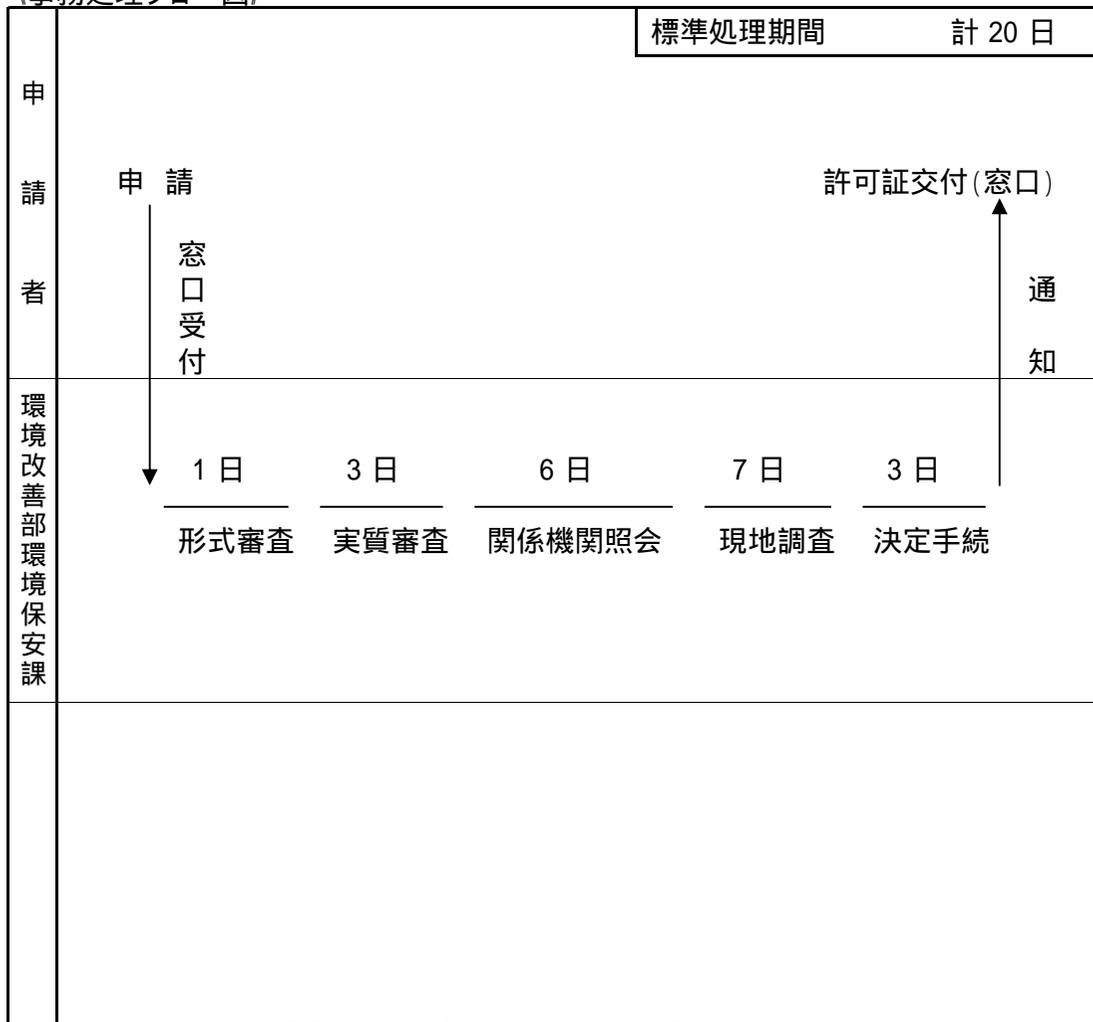


(様式 - 1)

事 務 処 理 フ

事務名 製造(販売)する猟銃等の種類の変更許可

《事務処理フロー図》



(平成17年8月1日更新)

口 一 図

作成部署 環境局環境改善部環境保安課 電話42-481

《事務処理フロー図の説明》

| 項番 | 項 目 | 説 明 |
|----|-------------|--|
| 1 | 形 式 審 査 | 提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。 |
| 2 | 実 質 審 査 | 申請書の内容について審査基準(武器等製造法)を満たしているかどうかを審査します。 |
| 3 | 関 係 機 関 照 会 | 申請者について警視庁銃器対策課に文書で意見照会をします。 |
| 4 | 現 地 調 査 | 申請書の内容について現地調査を行い、申請書に記載されている現況について調査・確認をします。 |
| 5 | 決 定 手 続 | 審査・調査結果に基づき起案し、許可の可否について決定します。また、決定後警視庁に通報します。 |
| 6 | 許 可 証 交 付 | 申請者に通知します。(電話連絡) |